

第3章 男女平等参画を推進する社会づくり

男女平等参画社会を実現するためには、男女が能力を十分に発揮でき、多様な生き方を選択できる柔軟な社会の仕組みづくりを進める、ワークライフバランスの取組が不可欠です。性別、年齢、既婚・未婚、子どもの有無、働き方を問わず、誰もが社会の対等な構成員として、それぞれの多様性を受容し、互いに思いやり・助け合いのもとで、社会のあらゆる分野の活動とともに参画することにより、真に調和のとれた豊かな社会が形成されます。

少子・高齢化等人口構造の変化、国際化、高度情報化など変動する現代社会の中で、男女がともに個人として尊重され、その個性や能力を発揮するためには、学校・家庭・地域・職場における教育・学習の果たす役割は大変重要です。多様な学習の機会を提供するなど社会全体で取り組む必要があります。

人権尊重を基本とした男女平等参画社会を形成するための取組は、様々な分野にまたがっており、これらの取組を整合性をもって、総合的かつ効率的に推進することが求められます。あらゆる分野において、相互の連携を図りつつ男女平等参画を推進する体制の整備・強化が求められます。

(1) 教育・学習の充実

< 考え方 >

現状・課題

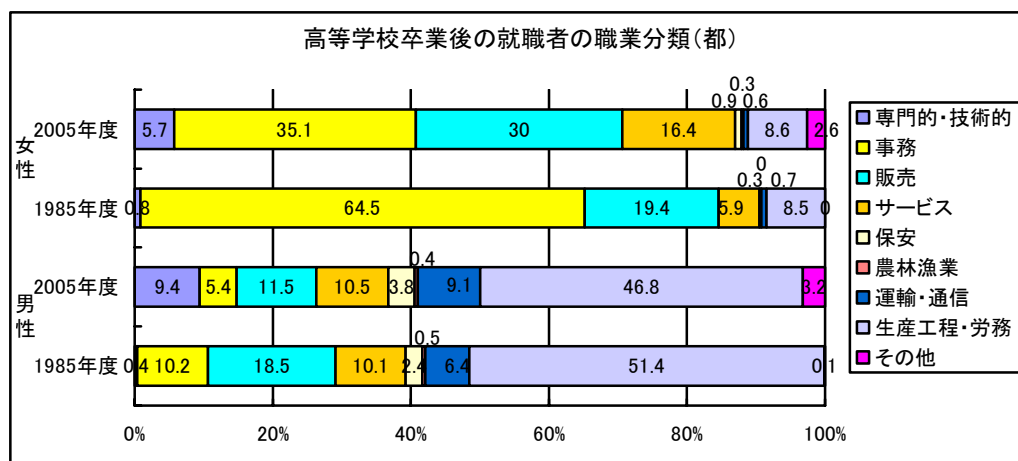
教育は、男女平等参画社会を実現するための基礎を築くものです。

学校教育においては、児童・生徒が、男女の互いの違いを認めつつ、固定的な役割分担意識にとらわれずに、その個性と能力を伸ばすことができるよう、適正な男女平等教育を推進する必要があります。

男女ともに若いうちから、自分の将来設計について、特に、キャリアデザインとライフデザインの両面から、主体的に考えることが必要です。その際、ワークライフバランスの観点を踏まえることも大切です。

児童・生徒が自らの進路を見据え、主体的に進路を選択する能力や態度を育てるために望ましい勤労観・職業観の育成が求められています。

男女平等参画の視点に立った教育を進めていくためには、教職員の意識と行動が大きな影響力をもっていることから、教職員の男女平等教育についての認識を高めることが必要です。また、「ジェンダー・フリー」という用語を使用して、性差を否定したり、男らしさ、女らしさや男女の区別をなくして人間の中性化を目指すこと、また、家族やひな祭り等の伝統文化を否定すること」*のないよう配慮する必要があります。



資料：文部科学省「学校基本調査」(各年)

* 「男女共同参画基本計画(第2次)」(平成17年12月27日閣議決定)より引用。

ジェンダー・フリーという用語に関しては、様々な考え方や意見があります。この用語をめぐる誤解や混乱を解消するため、「男女共同参画基本計画(第2次)」において、記述されたものです。

近年、価値観やライフスタイルの多様化とともに生涯学習のニーズも多様化してきています。特に、情報通信の高度化や産業構造の変化に伴い、職業能力の向上に対するニーズも高まっています。

基本的方向

学校は、男女平等教育を教育課程に位置付け、全教育活動を通して組織的・計画的に適正な男女平等教育を推進する必要があります。

誰もがライフスタイルにあわせて、一人ひとりの目的と能力に応じた学習が受けられるようにするなど、多様なニーズに対応した学習の機会を提供する必要があります。

人権尊重を基盤にした男女平等参画社会の実現のため、学校、家庭、地域、職場などあらゆる場において、相互連携を図りつつ、男女平等参画を推進する教育・学習の充実を図ることが望まれます。

< 都に求める取組の方向 >

学校において、個性を伸ばす教育を実践し、男女平等参画の考え方を身につけた児童・生徒を育成します。

男女とも一人ひとりが主体的に進路を選択できるよう、望ましい勤労観・職業観を育成します。

教員や社会教育関係者に対して、男女平等参画への理解を推進するための研修や情報提供を行います。

女性が社会で活躍するために、自己の能力の向上や再就職の準備をするための学習の場を提供します。

< 都民・事業者に求められる行動 >

私立学校等においても、個性を伸ばす教育を実践し、男女平等参画の考え方を身につけた児童・生徒・学生を育成することが望まれます。

地域活動等を通じて、男女平等参画の学習の機会を充実する必要があります。

NPO・ボランティア活動において、男女平等参画の促進を図る必要があります。

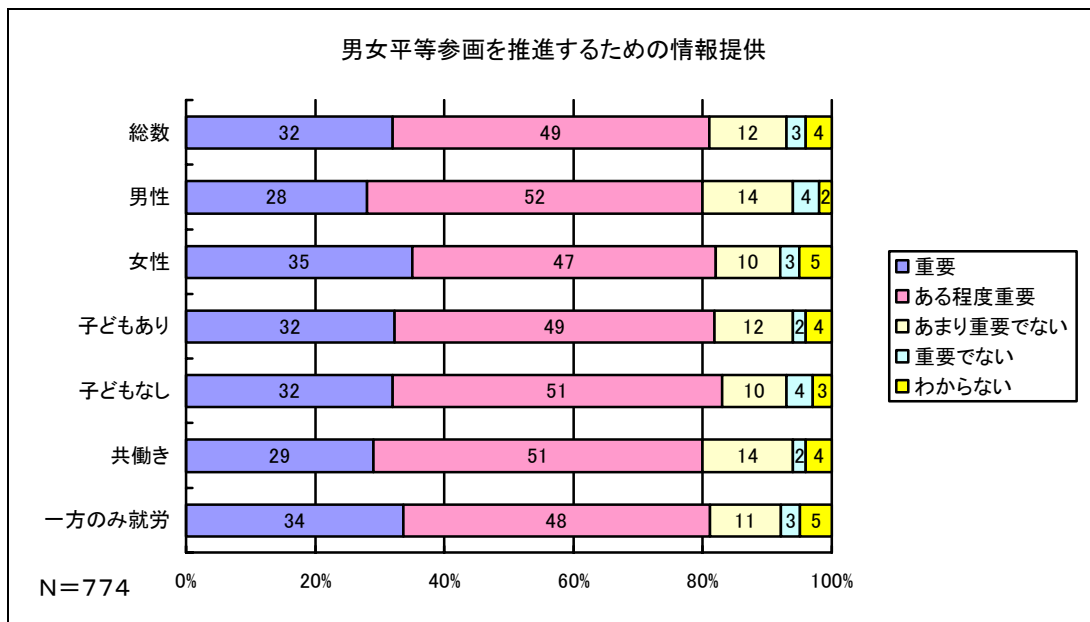
(2) 普及・広報の充実 情報・交流の推進

< 考え方 >

現状・課題

男女平等参画について、都民や事業者の理解と協力を求めるためには、企業・地域・学校等のあらゆる場における男女の参画の状況や関連法規、諸外国の動向などについて、様々な媒体を通して、タイムリーに情報を提供する必要があります。

また、男女平等参画を推進する団体や関係者が、適切に交流を図れるように工夫する必要があります。



資料：東京都生活文化局「家庭と社会生活に関する都民の意識調査」（平成 17 年 3 月）

基本的方向

男女平等参画に関する様々な情報を幅広く提供していく必要があります。

< 都に求める取組の方向 >

都民に男女平等参画に関する情報を的確に提供します。

男女平等参画を推進するために、女性団体の交流会や研修会を実施します。

< 都民・事業者に求められる行動 >

職域や地域などでの様々な活動等を通じて、男女平等参画に関する情報を提供することが望まれます。

各団体内で、男女平等参画に関する意識啓発を実施することが望まれます。

社会制度・慣行の見直し

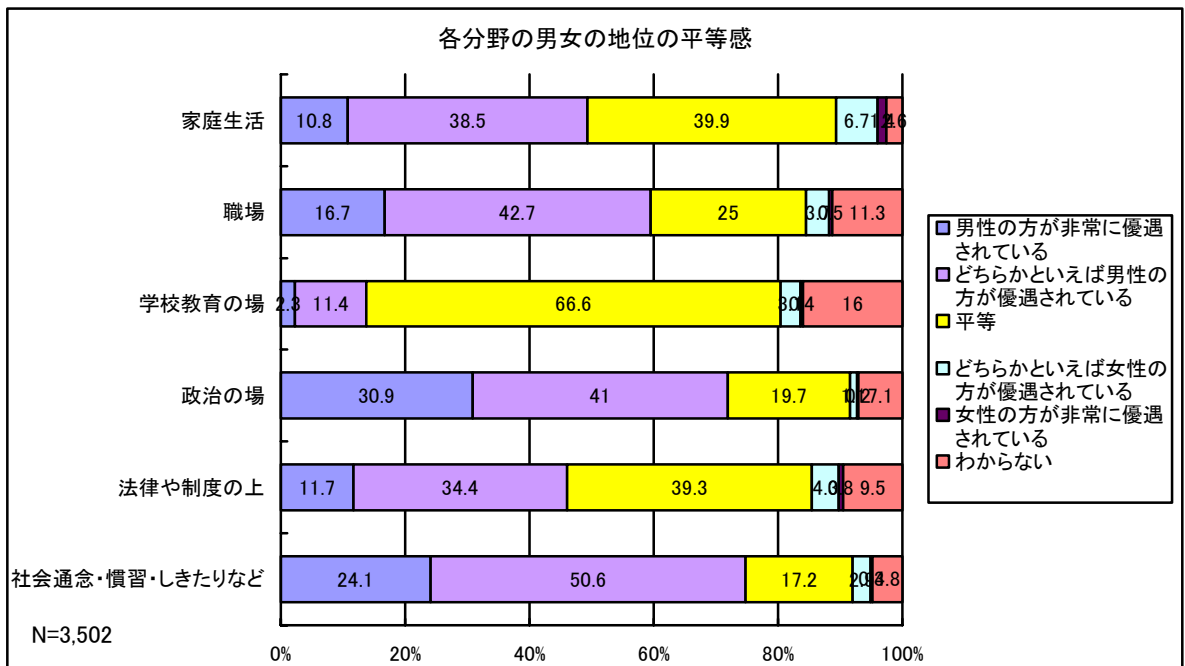
< 考え方 >

現状・課題

社会制度や慣習・慣行について、男性の方が優遇されていると感じている人は多くいます。

現実に男性が主たる生計維持者となっている場合が多いことから、税制、社会保障、配偶者手当などは、世帯を前提とした社会制度となっています。

しかし、女性の社会進出やライフスタイルの変化によりこれまでの社会制度が機能しなくなっている面があり、また、男女が能力を十分発揮でき、多様な生き方を選択できる柔軟な社会の仕組みづくりを進めるためにも、現行の制度や慣習・慣行について、男女平等参画の視点から見直しを検討する必要があります。



資料:内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成16年11月調査)

基本的方向

社会制度や慣習・慣行について、男女平等参画の視点から見直しを検討する必要があります。

< 都に求める取組の方向 >

庁内の会議や研修を通して社会制度や慣習・慣行について、男女平等参画の視点から理解を求める必要があります。

< 都民・事業者に求められる行動 >

職域や地域などでの様々な活動等を通じて、社会制度や慣習・慣行の見直しを図る必要があります。

各団体内で、社会制度や慣習・慣行の見直しを検討することが望まれます。

(3) 推進体制

< 考え方 >

現状・課題

男女平等参画社会を実現するためには、あらゆる主体による幅広い分野での施策や取組が必要です。そのため、国・区市町村・都と、都民・事業者・NPOなどが連携・協働して、各々の施策や取組を進める必要があります。

東京都男女平等参画基本条例第7条では、男女平等参画について、都民及び事業者は知事に申出ができることを定めており、これに対応する相談体制を整備し、相談機関相互の連携を強化していく必要があります。

男女平等参画社会の実現は、国際的にも大きな課題であり、外国諸都市とも連携・協力しながら進める必要があります。

基本的方向

男女平等参画を推進するための都の体制を整備する必要があります。

< 都に求める取組の方向 >

男女平等参画を推進するため、都の体制を整備します。

男女平等参画に関して都民が相談や申出ができる体制を整備する必要があります。

都と都民及び事業者が、総合的かつ計画的に男女平等参画施策を推進するため、事業者団体、教育関係、医療関係、NPO等31団体で構成する「東京都男女平等参画を進める会」との連携協力体制を充実します。

区市町村や事業者等との円滑な連携を図るため、連絡会や研修会を開催します。

行動計画の進捗状況については、的確に実績を把握し、毎年、都民に公表します。

< 都民・事業者に求められる行動 >

家庭、地域や職場などあらゆる場で男女平等参画を実現するため、「東京都男女平等参画を進める会」の各団体を中心となり自らの様々な活動等を通じて男女平等参画の実現に取り組むとともに、都及び団体間の連携協力の充実が望まれます。